

まちづくり局委託等業務審査委員会設置要綱

平成22年3月30日局長決裁

21川ま庶第1513号

(目的)

第1条 川崎市競争入札参加規程（昭和50年6月30日訓令第7号）等、関係法令及び関係規定によるほか、まちづくり局で締結する委託及び物件の借り入れ（以下「委託等」という。）の契約並びに協定に係る内容審査、契約方法の決定及び指名業者の選定（以下「審査等」という。）を行うため、まちづくり局委託等業務審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(審査委員会の所掌事務)

第2条 審査委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 概算金額が2,000,000円を超える委託の契約及び支出負担を要する協定の審査等
- (2) 概算金額が1,500,000円を超える物件の借入れ契約の審査等
- (3) 概算金額が2,000,000円以下で、かつ、特命随意契約による委託の契約及び支出負担を要する協定の審査等
- (4) その他委員長が必要と認める契約及び協定の審査等並びにこれらに関する事務

2 前項第1号から第3号の規定にかかわらず、別に定める契約及び協定については、審査等の対象としない。

(指名業者選定基準)

第3条 審査委員会は、指名業者を選定しようとするときは、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 不誠実な行為の有無その他の信用状態
- (2) 過去の委託等の実績及び成績
- (3) 当該委託等についての技術的能力
- (4) その他委員長が必要と認める事項

(審査委員会の構成)

第4条 審査委員会は、次の職にある者を委員として構成する。

委員長	まちづくり局長
副委員長	総務部長
委員	計画部長 交通政策室長 市街地整備部長 登戸区画整理事務所長 拠点整備推進室長 住宅政策部長 施設整備部長

指導部長 総務部庶務課長

- 2 委員長は、会務を総理し、審査委員会の議長となる。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長が職務を代理する。

(会議)

第5条 審査委員会は、原則として、毎月第2火曜日に開催する。ただし、委員長が必要と認める場合はこの限りではない。

- 2 審査委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長が必要と認める場合にあっては、審議委員会は、前2項の規定にかかわらず書面により議決することができる。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。ただし、前項の規定に基づく議事は、委員全員の決裁をもって決する。

(関係職員の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(事務局)

第7条 審査委員会の事務局は、総務部庶務課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審査委員会の運営について必要な事項は、審査委員会に諮り、まちづくり局長が定める。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、令和7年6月1日から施行する。